

認定こども園 セルホーといた 重要事項説明書

第1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 真誠樹会
所 在 地	名古屋市中村区名駅南3丁目6-6
電 話 番 号	052-589-3556
代 表 者 氏 名	理事長 木村まみ

第2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所型認定こども園		
施 設 の 名 称	セルホーといた		
施 設 の 所 在 地	金沢市戸板二丁目102番地		
連 絡 先	電 話 076-210-7070 FAX 076-210-0660		
管 理 者	園長 東方珠美		
開 設 年 月 日	令和 8年 4月 1日		
開 所 時 間	7:00~19:30		
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童		
認 可 定 員	1号認定子ども		8人
	2号認定子ども		66人
	3号認定子ども	満1歳以上(1,2歳児)	44人
		満1歳未満(0歳児)	12人

第3 法人の目的・運営方針

全ての子どもたちが自信と希望を持ち、他者との関わりの中で個性を見つけ、互いに尊重しながら自らの将来を切り拓くことができる子どもの育成を目指します。そのために、すべての子どもがその可能性を最大限に伸ばすことが出来る状態を、大人の責任において、子どもたちとともに創りだしていきます。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷 地 全 体	1494.10㎡
	園 庭	495.13㎡
園 舎	構 造	鉄骨造
	延 べ 面 積	1028.74㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳 児 室	1 室	0歳児クラス
ほ ぶ く 室	1 室	1歳児クラス
保 育 室	4 室	2～5歳児クラス
遊 戯 室	1 室	
一時預かり保育室	1 室	
医 務 室	1 室	
調 理 室	1 室	
事 務 室	1 室	

第5 職員の配置状況

当園では、「金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月17日 条例第43号 第46条）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		
主幹保育教諭	2	2		
保育教諭	3 1	2 0	1 1	
保育士	2		2	
看護師	3	3		
事務員	1			
調理員	3	2	1	
保育補助	1		1	
嘱託医	1		1	
嘱託歯科医	1		1	

※子どもの入所人数により配置が変更になることがあります。

第6 職員の勤務体制

職種	勤務体制
園長	8：30～17：30
副園長	8：30～17：30
主幹保育教諭	8：30～17：30
保育教諭	7：00～16：00
保育士	8：30～17：30
養護教諭	9：00～18：00
	10：30～19：30

看護師	8：00～17：00
	9：00～18：00
事務員	8：00～17：00
調理員	7：45～16：45
保育補助	8：45～17：45

※原則として年齢別にクラス担任を決めておりますが、職員の時差勤務、研修や週休2日制による週休等のため、担当保育者が異なることがあります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となる場合があります。

第7 教育・保育を提供する日・時間

(1) 1号認定子ども

開園日		月曜日～金曜日
保育時間	教育標準時間	9：00～15：30 (預かり保育 8：30～8：59、15：31～16：30)
休園日		土曜日、日曜日、祝日 夏季休園（8月10日～8月15日） 冬季休園（12月25日～1月6日） 春季休園（3月25日～4月2日）

(2) 2号・3号認定子ども

開園日		月曜日～日曜日・祝日
保育時間	標準時間	7：00～18：00 (延長保育 18：01～19：30)
	短時間	8：30～16：30 (延長保育 7：00～8：29、16：31～19：30)
休園日		年末年始（12月29日～1月3日）

※ 非常災害や感染症蔓延時その他急迫の事情があるときは、臨時休園となる場合があります。

第8 教育・保育を提供する時間

(1) 教育標準時間認定にかかる教育時間は、9時00分から15時30分までの範囲で、教育を必要とする時間となります。8時30分から8時59分まで、15時31分から16時30分までは預かり保育とします。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、園長との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時29分まで及び16時31分から18時00分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。延長を希望される場合は、申請用紙にご記入の上、前もってご提出をお願いします。急な延長はお受けできないこともありますので、ご了承ください。

(2) 保育標準時間認定にかかる保育時間は、7時00分から18時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、園長との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。延長を希望される場合は、申請用紙にご記入の上、前もってご提出をお願いします。急な延長はお受けできないこともありますので、ご了承ください。

(3) 保育短時間認定にかかる保育時間は、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、園長との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時29分まで及び16時31分から19時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

(4) クラス別を主体とした保育は、おおむね平日の9時00分から16時00分までです。ただし、土曜日、日曜日・祝日（休日）は異年齢合同保育等を行います。土曜日保育・休日保育を希望の際は、給食数の都合上、前月15日までに希望表の提出をお願いします。

(5) 保護者が休みなどで在宅している園児の保育時間は、原則として保育要件に欠ける状態であることから、クラス別保育が終わった時刻までとします。

(6) 心身に障がいのある園児の保育時間は、その園児の発達や実情に応じて定めてまいりますのでご相談ください。

第9 提供する特定教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）及び幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）に基づき、利用子どもの心身状況に応じて、特定教育・保育を適切に行います。

【教育・保育方針】

●一人ひとりの子どもを大切にします

子どもの個性を受け止め、ゆったりとした環境の中で子どもが保育者に慣れ親しむことができるようにしていきます。

●子どもの主体的な活動を保障し、自ら学ぶ心、非認知能力を育てます

- ・子どもの関心や興味を活動の起点とし、子どもと保育者が共に作り上げていくプロセスを大切にします
- ・自然体験や遊びの中で、心身を鍛え、五感を刺激して豊かな感性を育みます
- ・失敗を恐れることなく自ら選んだ目標に挑戦し、満足感や達成感を味わうことで自信につなげていきます
- ・目標に向かって頑張る力、他の人と関わる力、感情をコントロールする力など、非認知的能力を養います。

●子どもを真ん中にして、保護者と共に子育てをしていきます

- ・保護者と共に、子どもの良いところや可能性が発揮できるように丁寧に成長を見守り育みます
- ・保護者の「困った」を共に解決していきます

●異文化に触れ、世界に目を向けるきっかけを作ります

異文化体験をする中で、日本の価値と異なる世界が存在することを知り、世界に目を向け広い視野を育てるようにしていきます

●地域の特性を活かし地域との連携を大切にします

様々な人との関わりや、日々の暮らしを通して自然や地域社会のあらゆる資源に接し、経験・知識を得る機会を大切にしていきます

【教育・保育目標】

- I 豊かな人間性を育てるための基礎を養う。
- I 自発性を尊重し、どの子にもある伸びる芽を育てる。
- I 他者を尊重し、集団の中で共に育ちあえる場を整える。

デイリープログラム（1日の流れ）

時間	0歳児	1歳児	2歳児	3～5歳児
7:30	順次登園（異年齢合同保育）			
9:00	各クラスに移動（室内遊び）			各クラスに移動
9:15				主活動
9:30	おやつ			様々な環境（保育室、園庭、公園、散歩道、社会資源等）の中で生活することを基本にしながら、自然・文化に触れ、集団生活の中で人間関係を深めていく活動。 ※子どもが自ら選び、考え、学ぶ力を信頼し、必要な環境を用意していきます。
10:00	戸外遊び（園庭、公園、散歩等） 室内遊び（探索、遊具、運動等）自分で選んだ遊び 個々の生活リズムに合わせて睡眠・授乳	戸外遊び（園庭、公園、散歩等） 室内遊び（探索、遊具、運動等）自分で選んだ遊び	外遊び（園庭、公園、散歩等） 室内遊び（ごっこ遊び、遊具、運動、粘土、製作、楽器等）自分で選んだ遊び	
10:50	給食 食事後個々に合わせてお昼寝	給食 食事後個々に合わせてお昼寝		
11:20			給食 食事後個々に合わせてお昼寝	給食
14:00	起きた子から自分で選んだ遊び			お昼寝または休息
14:30		起きた子から自分で選んだ遊び	起きた子から自分で選んだ遊び	自分で選んだ遊び
15:00	おやつ			
15:30	気候に合わせて室内・戸外遊び			降園準備

16:00	順次降園
16:30	
16:31	延長保育（異年齢合同保育）
18:15	延長保育おやつ
18:30	延長保育（異年齢合同保育）
19:30	順次降園（19時30分 最終降園）

*給食は調理室にて手作りです。離乳食・幼児食に分けて、園独自の献立を各家庭に毎月献立表を配布します。
離乳食の提供は個々にご相談させていただきます。食物アレルギーがある場合は、病院で検査を受けていただき、その結果と医師のご指導のもとにご相談させていただきますので、お申し出ください。

*5歳児のお昼寝については個々に合わせて対応します。

<年間行事予定>

月	行事
4月	・入園式★
5月	
6月	・親子ピクニック（幼児のみ）★
7月	・夏まつり★
8月	
9月	・バス遠足
10月	・運動会★ ・ハロウィン
11月	
12月	・クリスマス会 ・保育参観★
1月	
2月	・保育参観、進級説明会★
3月	・お別れ会 ・卒園式★（保護者参加は卒園児のみ）

★印は保護者参加行事です

*身体測定は0～2歳児毎月実施します。3～5歳児は2ヶ月毎に実施します。

*年2回、嘱託医による健康診断・歯科健診を実施します。

*避難訓練は毎月実施します。その他に防災訓練、防犯訓練を行っています。

*年間を通してお弁当の日を数回実施します。

第10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担（保育料）

金沢市が定める保育料をお支払いいただきます。徴収方法については別途お知らせいたします。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担額等

上記に掲げる利用料のほか、別表1に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法・手続きについては、別途お知らせします。

(3) 金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

る基準を定める条例第13条第3項に基づき設定するものは次の表のとおりとする。

費用の種類	納付額	徴収の目的	納付時期
スイミング教室 (4.5歳児)	1回 900円 別途バス代220円	専門家より正しい知識を取得するため	実施月 翌月末支払い
体操教室 2.3.4.5歳児)	月額 550円	専門家より正しい知識を取得するため	翌月末支払い
衛生費 (0.1歳児)	おむスクを利用中は おむスク料金に含む	感染症対策に使用するため	
衛生費 (2歳児)	おむスクを利用中は おむスク料金に含む 布パンツ使用は 年額2,400円 ※途中切り替えは 月額200円	感染症対策に使用するため	
衛生費 (3.4.5歳児)	年額1,800円	感染症対策に使用するため	

※2歳児のおむスク終了後の衛生費は翌月から月額200円、3歳児以上のおむスク終了後の衛生費は翌月から月額150円かかります。

第11 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児が小学校へ就学したとき
- (2) 2、3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 保護者から退園の申し出があったとき
- (4) 園児の保護者が利用の基準に該当しなくなったとき
- (5) 前号のほか、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき
- (6) 利用者負担額の支払いが6か月以上遅延し、施設及び市町村からの相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

第12 緊急時等の対応方法

(1) 医療機関（嘱託医）

保育を行っているときに園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は医療機関への連絡を行います。

医療機関の名称	医療法人社団 翠光会 春藤医院
医師名	理事長 春藤俊一郎
所在地	金沢市広岡一丁目1番8号
電話番号	076-261-0585

医療機関の名称	ニコニコ歯科クリニック
医師名	院長 歯科医 達村幸浩
所在地	金沢市戸板二丁目13番地
電話番号	076-232-2222

(2) ほいくのほけん・こどもえんのほけん、日本スポーツ振興センターの加入 【別紙2参照】

当園では、万が一の際に備え、全国私立保育園連盟のほいくのほけん・こどもえんのほけん、独立行政法人 日本スポーツ振興センター 災害共済給付に加入いたします。

・全国私立保育園連盟 ほいくのほけん・こどもえんのほけん

園賠償責任保険 補償限度額 対人：1名1億円／1事故：7億円

対物：1事故200万円

・独立行政法人 日本スポーツ振興センター (概要については別表2参照)

※上記の保険の加入について、初回の同意後、在園中は自動更新となります。

■ ほいくのほけん・こどもえんのほけんについては、保護者負担金はございません。

■ 災害共済掛金 (年額 保護者負担額)

保護者等負担額 315円／年 (法人負担額 35円／年)

要保護園児負担額 36円／年 (法人負担額 4円／年)

第13 非常災害対策

台風・豪雨などの自然災害発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・登園前に保育園が所在する校下地区に警戒レベル3 (避難準備・高齢者等避難開始) 以上が発令された場合、原則休園します。 ※午前10時までに避難情報が解除され、安全が確認できれば午後の保育を実施します。 ・保育中に保育園が所在する校下地区に警戒レベル3 (避難準備・高齢者等避難開始) が発令された場合、避難勧告までに降園が完了できるように保護者のお迎えを依頼します。 ・保育中に保育園が所在する校下地区に警戒レベル4 (避難勧告・避難指示 (緊急)) が発令された場合は避難場所に避難する場合があります。避難後は避難場所で園児を引き渡します。
地震発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園が所在する校下地区に震度5以上の地震が発生後に、施設の安全確保、職員の体制の確保などが著しく困難な場合は、施設長の判断により登園自粛や臨時休園となる場合があります。
津波に関する情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・休園となる場合があります。登園後に発表された場合も、園から発表後の対応連絡はしますが、各自メディアの情報を基にご判断いただき、災害に備えた行動をお取りください。
避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練は、毎月1回実施します。
非常災害用備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ・園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めます。

※通常時のお迎えと異なる方がお迎えに来られる場合は、必ず保護者から園にご連絡ください。

ご連絡がない場合、保護者への確認がとれるまでお待ちいただくことがあります。

※災害等発生時に園から連絡ができない場合も考えられますので、災害情報メール通知サービス「金沢ぼうさいドットコム」を事前にご登録をお願いします。

※風水害・地震等により危険を感じた場合や、避難情報が発令されたときは、早めの判断と対応がお子さまの安心・安全につながりますので、園からの連絡を待たずに速やかなお迎えをお願いします。

※避難場所について

＜避難場所＞ 戸板公民館（金沢市戸板一丁目2）

※保育園職員がおりますので公民館内を確認いただくか、園の張り紙をご確認ください。

＜セルホーといた保育園＞ 緊急時に備え、下記の番号を登録しておいてください。

金沢市戸板二丁目102 電話 076-210-7070

緊急用携帯電話 090-3456-1529

第14 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。また、園児の身体に不審な怪我や痣がみられる場合、虐待の疑いがあると思われる場合には、警察又は児童相談所等に連絡することがあります。

※欠席・遅刻の連絡がない場合は、園から保護者の方へ連絡をさせていただきます。

※連絡が取れない場合は、家庭訪問をさせていただきます場合がございます。

第15 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当園苦情相談窓口	保育園内 苦情解決責任者 園長 東方珠美 苦情受付担当者 主任 荒木あつ美 社会福祉法人 真誠樹会 苦情対策室 052-589-3556
苦情受付相談第三者窓口	戸板地区民生委員 主任児童委員 太田咲子 電話番号：076-261-7052 石川県福祉サービス運営適正化委員会 電話番号：076-234-2556 ＜受付＞（土・日・祝・年末年始を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00

第16 その他留意していただきたいこと

(1) 登降園は、必ず保護者の方が責任を持ち、決められた時間を守り、園児や関係者がよく承知して

- いる通園経路で往復ください。出入り口、駐車場などでは、通行に充分注意し、お子さまの手を離さないようにしてください。
- (2) 車や自転車の駐車は、指定の場所をご利用ください。近隣へのご迷惑になりますので、他の場所、路上へは駐停車しないようお願いいたします。また、車から離れる時は、貴重品を必ずお持ちになり施錠をしてください。
- (3) 当園では安全のため、保護者証（コドモンカード）を発行（貸出）致します。送迎の際には必ず携帯してください。
- 保護者証をお持ちでない同伴者（保護者以外のご家族や親せき等）がある場合は、事務室まで必ずお声掛けください。また、通常のお迎えでない方がお迎えにいらっしゃる場合には、保護者より前もって必ずご連絡をお願いします。ご連絡がない場合は、お子さまの安全のため、確認がとれるまでお子さまをお渡しできませんのでご了承ください。
- (4) お子さまが安定して過ごせるように、保育室への入室に制限を設けることがあります。入室制限の場所・時間帯などは別途お知らせします。
- (5) 0～2歳児については、毎朝の食事前に体温を測り、コドモン連絡帳への入力をお願いします。また前日の熱や嘔吐・下痢など健康上変わったことがあれば、些細なことでも構いませんので登園時にお知らせください。
- (6) 下記のような場合は登園を見合わせ、医師の診断を受けるなど悪化、蔓延を防ぐご対応をお願いします。
- ・体温が37.5℃以上の時（その他の様子も含めてご相談ください）
 - ・ひきつけ、ぜんそく等の特殊症状が出た時
 - ・咳、下痢、嘔吐等がひどく日常生活に支障がある時
 - ・学校伝染病など感染症による出席停止期間（登園は医師の許可が出てからお願いします）
- (7) 在園中に発熱や異常があった際には、保護者に電話でご連絡させていただくことがあります。必ず連絡がとれる連絡先（勤務先の電話番号・携帯電話番号）を、緊急連絡表にご記入ください。連絡先が変更になった際はその都度保育士までお知らせください。
- (8) 9時までに登園してください。欠席の場合も、9時までに必ずコドモンに連絡してください。
- (9) 原則として与薬はご家庭でお済ませください。与薬は医療行為のため原則できません。担当医に朝夕の投与が可能かご相談ください。やむを得ず出来ない場合は、与薬依頼書にご記入いただき、薬剤情報提供文書（原本）を併せて職員に直接お渡しください。直接のご依頼がない場合は依頼書があっても与薬を見合わせますのでご了承ください。飲み薬は必ず1回分ずつ袋に名前、日付を記入して下さい。水薬の場合は1回分を容器に入れてお持ちください。市販の薬、頓服の与薬はお断わりしています。

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金 【別表1参照】

2 教育標準時間利用の延長保育にかかる利用者負担（1号）

延長保育（教育標準時間保育）を利用された場合は、当法人が定める利用料をお支払いいただきます。

種別	延長時間	料金
前延長（朝）保育	7：00～8：29	日額（一回）100円
延長保育	16：31～18：00	日額（一回）100円

3 標準時間利用の延長保育にかかる利用者負担（2号・3号）

延長保育を利用された場合は、運営規程で定めた利用料をお支払いいただきます。

種別	延長時間	料金
延長保育	18：01～19：00	日額（一回）200円
延長保育	19：01～19：30	日額（一回）200円

※ 18：31以降の利用時には、延長補食代（50円/日）を別途徴収いたします。

4 短時間利用の延長保育にかかる利用者負担（2号・3号）

延長保育（短時間保育）を利用された場合は、当法人が定める利用料をお支払いいただきます。

種別	延長時間	料金
前延長（朝）保育	7：00～8：29	日額（一回）100円
延長保育	16：31～18：00	日額（一回）100円
延長保育	18：01～19：00	日額（一回）200円
延長保育	19：01～19：30	日額（一回）200円

※ 18：31以降の利用時には、延長補食代（50円/日）を別途徴収いたします。

5 土日祝日保育（予約制）について *2、3号認定の方が対象

土曜保育時間 7：00～19：30（延長保育なし）

日祝保育時間 7：00～18：00（延長保育なし）

※土日祝日保育を利用された場合、平日に代休を取っていただきます。

※土日祝日保育利用は就労の場合のみです。

6 一時預かり保育について

一時預かり保育を利用された場合は、当法人が定める利用料をお支払いいただきます。

種別	保育時間	料金
一時預かり（幼稚園型） 1号認定で休園日	9：00～15：30	一日 1,000円 (給食費・おやつ代含む)
一時預かり（一般型） 満1歳児～5歳児	9：00～15：30 上記時間のうち1時間の場合	一日 2,500円（上限） (給食費一食分 270円別途徴収) 一時間当たり 500円

※生後6ヶ月～12ヶ月の受入については応相談